

法人設立報告

特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本バーチャルリアリティ学会の設立について

会長 原島 博, 法人化担当理事 池井 寧

このたび、日本バーチャルリアリティ学会は、特定非営利活動法人(NPO 法人)として新たにスタートしました。

本学会は、平成 8 年 5 月 27 日に任意団体として設立され、学術講演大会の実施、文化フォーラムの開催、学会誌、論文誌、ニューズレターの発行、各種研究会の開催など積極的な活動に基づいて、わが国のバーチャルリアリティの学術と文化の発展に寄与してまいりました。学会の法人化についても、学会発足の当初から、より堅固な学会組織の基盤を構築することを目標として、館暁初代会長のご指導のもと、準備を進めてまいりました。

当初、学会組織の法人としては、民法第 34 条に基づく公益法人としての社団法人が通例であるため、その設立に当たっては、主務官庁である文部科学省から設立許可を得る必要があります。同省の社団法人としての設立要件を満たす方向で検討してきました。一方で、平成 13 年頃から、公益法人制度の見直しが活発となり、その一つとして、平成 15 年には特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動法人(NPO 法人)が新たに学術分野をその対象として含むことになりました。この制度を利用して、学会組織が設立される例も多く見られるようになってきました。

このような動きの中で、本学会としてどのような制度を選択するかの検討が必要となりましたが、従来の社団法人の制度が改革の過渡期にある中で、より早期に法人格を取得して組織運営の基盤を固めることが望ましいという結論に至り、まず特定非営利活動促進法に基づいた法人格の取得へ向けて、準備を進めることといたしました。

この準備作業は関係者のご尽力によって順調に進み、

平成 16 年 9 月 9 日の京都大学における第 9 回の大会中に、特定非営利活動法人(NPO 法人)日本バーチャルリアリティ学会の設立総会が開催され、新しい定款のもとに、法人の設立決議がなされました。引き続き、法人設立の認証を得るため、内閣府に対して設立認証申請を行いました。NPO 法人は、学会事務局が所在する地の都道府県知事の認証により登記が可能となりますが、事務局が複数存在する場合は、内閣総理大臣の認証を受けることになります。本学会では、東京および京都に事務局を設置することとし、内閣府への申請を行いました。

NPO 法人の設立においては、特定非営利活動促進法の趣旨に沿った定款とすることが必要になりますので、従来の定款に若干の変更が加えられています。例えば、同法では一般市民に対して参加の機会が開かれていることを求めているため、従来の会員種別に加えて、一般会員の種別を設けました。従って、本学会の趣旨に賛同して推進を行う個人であれば、学会への入会が可能となっております。

こうして所定の手続きを経た後、本学会は特定非営利活動法人として認証され、平成 17 年 6 月 7 日に、同法人の登記を完了いたしました。当初役員は、過渡期における円滑な運営を期して、昨年度理事が継続しておりますが、今後は役員の方々の定期的な交代が予定されています。これによって、今後ますます本学会が発展していく体制が整ったものと考えております。

今般の特定非営利活動法人日本バーチャルリアリティ学会への進展を契機に、従来にも増して、本学会の活動が一層活発なものとなることを期待しております。よろしくご支援の程お願い申し上げます。